

ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出 5 営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2025 年 9 月 22 日（月）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針 16 点
- ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 40 点
- ② 対象国・地域での業務経験 8 点
- ③ 語学力 16 点
- ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	スリランカ及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

スリランカでは農業セクターには総雇用人口 801 万人の 26.1%（208 万人）が従事しているが（2023 年、スリランカ中央銀行）、GDP に占める酪農セクターの GDP 貢献度はわずか 7.5%程度であり（2024 年、スリランカ中央銀行）、その生産性を高めることが課題となっている。酪農分野においても、多くの酪農家は小規模で自給自足的な農業を行っており、乳生産は国内需要の 40-45%程度に留まっている。

また、2022 年の経済危機により飼料の不足及び価格高騰、ガソリン不足が発生し、国産乳生産の生産・加工・流通は大きな打撃を受けたほか、外貨流出防止の観点から乳製品の輸入が制限され、国内への乳製品の流入量は需要を大きく下回った。この経験を機に、政府はより一層乳製品の国内需要を満たすための施策が求められており、2024 年度予算演説では、酪農を収益性の高い産業へ転換させ、酪農家の収入向上につながる環境整備の重要性が言及されている。また、農業・畜産・土地・灌漑省家畜生産局が牛乳の国内生産量の改善を目的として作成した酪農ビジネスモデル導入計画（2024～2028 年）では、酪農家の効率性向上、生産量増加を目指し、スリランカ全土でのビジネスマインドを持った酪農家の育成に注力している。

これまで JICA はスリランカ畜産分野の協力として、「キリノッチ県における小規模畜産農家の家畜生産性向上プロジェクト」（2013～2016 年、草の根技術協力事業（草の根パートナー型））にて、畜産技術サービスを提供できる民間畜産技術者の育成を図り、公的機関の獣医・畜産技術者との連携により、当該地域における小規模酪農家の畜産技術サービスへのアクセス改善に貢献した。本事業の成果は、技術協力プロジェクト「北部州酪農開発プロジェクト」（2019～2024 年）に引き継がれ、キリノッチ県を含む北部州 5 県を対象とし、北部州政府による獣医・畜産技術者サービスの改善を通じて酪農家が生産する生乳の量および

質の向上を目指した。同プロジェクトでは、酪農適正技術マニュアル「20 Golden Rules」を制定し北部州内の畜産技術者の人材育成を行うと共に、特に気候に適した自給飼料作付の普及や起業家を活用したサイレージ製造・販売モデルの試行により乳生産量が増加した。また、今までスリランカ国内で実施されていなかった細菌数検査に取り組み、生乳の供給チェーンと品質の重要性を政府機関および民間乳業会社が認識し、2024年にスリランカ政府として初めて生乳中細菌数の公的基準を策定することに繋がった。同プロジェクトの成果をその他の牛飼養頭数が多く生産性の低い地域にも普及することで、国内の生乳生産量向上に繋げるべく、スリランカ政府は新たに北部州・北中部州・北西部州・東部州での技術協力を我が国に要請した。

今回実施する詳細計画策定調査は、本事業実施に係る計画枠組み、実施体制、成果と活動等を整理し、本プロジェクトの内容を協議議事録（M/M）で合意するとともに、事前評価を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、評価6基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。また、準備・現地・整理業務の全行程は、クラスター事業戦略「持続可能な畜産振興～ワンヘルス推進に向けて～」¹およびジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する視点に立って、調査分析・検討する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。本業務従事者の具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備業務（2025年10月上旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題・気候変動対策・ジェンダー平等に関する取り組みを把握し、現地調査で収集すべき情報

1

https://www.jica.go.jp/activities/issues/agricul/_icsFiles/afieldfile/2025/05/13/clusterpaper_oh_jp.pdf

を検討する。

- ② 本業務の遂行にあたって必要なスリランカ国側関係機関に対する質問票（案）（英文）を作成する（気候変動対策および社会・ジェンダー調査のための訪問先・質問項目を含む）。なお、質問票を事前にスリランカ国側に配布する場合には、JICA 経済開発部と相談の上、JICA スリランカ事務所を通じて配布する。
- ③ 案件概要表（和文）の担当部分や関連部分、PDM (Project Design Matrix) 案、PO (Plan of Operations) 案を検討する。
- ④ JICA 経済開発部が企画する団内勉強会や対処方針会議等のオンライン会議に参加し、協議結果の取りまとめに協力する。

(2) 現地業務（2025年10月中旬～2025年11月上旬）

- ① JICAスリランカ事務所等との打合せに参加する。
- ② スリランカ国側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配付した質問票を回収、整理するとともに、プロジェクトの事前評価を行うために必要な情報・資料を収集・整理・分析を行い、ヒアリング議事録を作成する。その際、ジェンダー視点に立った情報収集と分析に加え、スリランカ国の社会や組織、畜産分野におけるジェンダーに関する情報（社会規範・慣習、法制度や組織の方針・規則、男女で異なるニーズや課題等）の収集と分析も行う。具体的には以下のとおり。
 - ア) スリランカ国の要請背景・内容、開発計画・政策における本プロジェクトの位置付け
 - イ) スリランカ国の案件関連分野（畜産分野）における開発動向と気候変動対策の情報の収集および分析（畜産分野の温室効果ガスインベントリ作成状況、現在及び将来の気候変動が畜産に及ぼす影響に関する情報、気候リスク適応オプションに関する取り組み状況等）
 - ウ) 当該関連分野に係る基本統計情報（プロジェクト対象地域の酪農家戸数の推移と飼養規模分布、地域別乳生産量の推移を含む）、プロジェクト裨益人口の推定、既存資料、関連法令情報等
 - エ) スリランカ国実施機関である家畜生産衛生局および関係機関（各

対象州家畜生産衛生局、県副局長事務所、郡獣医事務所) の下記詳細情報。

- (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
- (b) 人員体制
- (c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
- (d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み

オ) 本プロジェクトに関連する他援助機関 (FAO、世界銀行、NGO等) の活動動向、連携の可能性

カ) ジェンダー視点

- (a) 社会規範、習慣
- (b) 法制度や組織の方針・規則
- (c) 男女で異なるニーズや課題

- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案 (プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録 (R/D : Record of Discussions) を他分野の団員とともに検討する。
- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D (案) (英文) 及び協議議事録 (M/M : Minutes of Meetings) (案) (英文) の作成に協力する。特に、PDM (案) の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス²、クラスター事業戦略「持続可能な畜産振興～ワンヘルス推進に向けて～」のモニタリング枠組み、及びJICA事業におけるジェンダー主流化のための手引き³を踏まえ、ジェンダー視点に立った取組、指標等のPDM (案) への組み込みにつき、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑥ 担当分野に係る調査結果をJICAスリランカ事務所、日本大使館等に報告する。

(3) 整理業務 (2025年11月下旬)

- ① 報告会に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。

2

<https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/indicators/technical.html>

3

<https://www.jica.go.jp/activities/issues/gender/materials/guidance.htm>

1

- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価6基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③ 評価6基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。
- ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

（1） 業務完了報告書

2025年12月12日（金）までにJICA経済開発部へ提出。

次の①～②、及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

- ① 事業事前評価表（案）（和文・英文）
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「X I. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

（1） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

（1） 業務日程／執務環境

- ① 現地業務日程

現地業務は 2025 年 10 月 18 日～11 月 8 日を予定しています。

本業務従事者は、JICA の調査団員に 8 日間先行して現地調査を開始し、10 月 26 日に JICA 調査団員と合流し、以降同日程での現地業務を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下を予定しています。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 畜産開発 (JICA)
- ウ) 協力企画 (JICA)
- エ) 評価分析 (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA スリランカ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳傭上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第一グループ第二チームから配付しますので、edga1@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・要請書 (英文/和訳付き)
- ・「北部州酪農開発プロジェクト (2019～2024年)」プロジェクト業務完了報告書 (和文) (本文のみ)

② 過去関連案件の情報を以下のウェブサイトでご確認いただけます。

- ・「キリノッチ県における小規模畜産農家の家畜生産性向上プロジェクト」
<https://www.jica.go.jp/activities/schemes/partner/kusanone/country/project/>

[n_files/sri_06_p.pdf](#)

- ・「北部州酪農開発プロジェクト（2019年～2024年）」

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2018_1700151_1_s.pdf

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA スリランカ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。
<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者が受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタン

トの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上